

次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 殿

1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の用地検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただき、また、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開しますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能です。意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、下記意見欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるもの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

2. 意見

平成 26 年 6 月 1 日提出

第9回会議議事録 39 頁の黒須良次（委員）の発言

「この地区の住民は、皆ダウンバーストに困っています。・・・排煙の最大着地濃度地点の範囲内に中高層住宅がたくさんあり、ダイレクトに目に見える煙の塊が帯として到達し、また、臭いの問題もある・・・」

同 41 頁の黒須良次（委員）の発言

「ダウンバーストが発生し、排煙がたなびく方位は色々な所に散らばりますが、やはり中高層住宅に居住している方達が日常的に窓を開けられないことがあるからこそ問題にしています。」

とあります。

私は、クリーンセンター近隣の小倉台のマンションに住むものですが、居住して以来ダウンバーストに困ったことは一度もありませんし、そんな話を聞いたこともありません。

よって、「この地区の住民は、皆ダウンバーストに困っています。」というのは事実ではありません。

また、目に見える煙の塊が帯として到達するなんて体験もありませんし、クリーンセンターが原因の臭いの問題も感じたことはありませんから、当然排煙で日常的に窓を開けられないということもありません。

したがって、上記委員の発言には、ただただ驚くばかりです。

また、たとえ臭いを感じるがあったとしてもそれがクリーンセンターに起因するものかどうかも分からないはずで。

科学的根拠に基づかない上記委員の発言は中央地区マンションの資産価値を著しく毀損するもので風評被害を発生させるものですから容認できません。

また、そのような被害が実際に起きているというなら、早急の実態調査をすべきです。

近隣住戸における被害の有無は、次期中間処理施設の候補地を決定するにあたり重要な要素となるはずですから。

以上、意見を具申いたします。

小倉台マンション住人